

## 「外国弁護士制度研究会—中間取りまとめ—」についての意見募集の結果

法務省において、平成21年8月24日から同年9月24日までの間に、「外国弁護士制度研究会—中間取りまとめ—」（以下「中間取りまとめ」という。）について意見募集をしたところ、11の団体・個人から意見が寄せられた。

その概要は、次のとおりである。

## 「第2. A法人制度について」に関する意見

（全体的な意見）

## 【賛成】

- 日本における外国法に関する法律サービスの現状は、市場経済やインターネットの普及に伴うグローバル化の進展に照らすと、利用者である国民にとっては充分とは言い難い。外国弁護士の更なる参入を促し、外国法に関する良質のサービスを広く利用者たる国民が享受することができるような仕組み作りが求められる。A法人制度の導入は、日本で法律サービスを提供しようとする外国弁護士の立場から見て、参入のための選択肢が増えることを意味し、基本的には、望ましい方向性を示すものと評価できる。中間取りまとめの（注13）において「質の高い法律サービスを提供するためには、提供者側の自由な競争を確保することが不可欠であり、そのための制度的基盤として提供者側に多様な選択肢を用意する必要がある」とされているとおりである。（（社）日本経済団体連合会）
- 外国法事務弁護士にも、弁護士に許容されているのと同様の法人形態で業務を遂行する選択肢が与えられることになるので歓迎する。（オーストラリア大使館）

## 【意見を付して賛成】

- 次の規制等を設けた上でA法人制度を導入すべきである。
  - ① 外国法共同事業について、業務の執行に関する議決権の過半数を弁護士又は弁護士法人が有するものとする。
  - ② 外国法共同事業について、その業務の執行に関する契約及び決定の内容を記載した書面を所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならないものとする。
  - ③ 外国法共同事業により日本で発生した収益について、法律事務の処理を目的とする原資格国の法人、組合その他の事業体で外国法事務弁護士が所属するものと分配してはならないものとする。
  - ④ A法人の名称については、外国法事務弁護士法人等、弁護士法人及びB法人と混同されないような名称を付すべきである。（大阪弁護士会所属弁護士）

## 【反対意見】

○ 反対意見は寄せられなかった。

## 1. A 法人の業務範囲

- (1) A 法人は、個人の外国法事務弁護士の場合と同様に、①社員である外国法事務弁護士の原資格国法及び指定法に関する法律事務を取り扱うことができるものとするとともに、②それ以外の外国法に関する法律事務についても、当該外国法に関する知識・能力が制度的に担保された一定の者（外弁法第5条の2第1項各号に掲げる者。以下「当該外国法に係る有資格者」という。）の書面による助言を受けてする場合に限り、これを取り扱うことができるものとする。
- (2) A 法人は、外国法に関する法律事務のうち、例えば、国内の裁判所における訴訟代理等、我が国の国益上又は公益上、外国法事務弁護士のみが社員となる A 法人に取り扱わせることが相当でないと認められる法律事務については、これを取り扱うことができないものとする。
- (3) A 法人は、外国法に関する法律事務のうち、例えば、親族関係に関する法律事件でその当事者として日本国民が含まれるものについての代理等、外国法事務弁護士である社員のみによって遂行させることが相当でないと認められる法律事務については、個人の外国法事務弁護士の場合と同様に、弁護士と共同し、又は弁護士の書面による助言を受けて行わなければならないものとする。

○ 特段の意見は寄せられなかった。

## 2. A 法人の業務執行権限等

外国法事務弁護士である社員は、その原資格国法及び指定法に関する法律事務の取扱いについて、A 法人の機関として、A 法人の意思決定を行い、各自、内部的執行をし、及び A 法人を代表することができるものとする。

これに加えて、外国法事務弁護士である社員は、その原資格国法及び指定法以外の外国法に関する法律事務についても、A 法人の機関として、当該外国法に係る有資格者の書面による助言を受けてする場合に限り、A 法人の意思決定を行い、各自、内部的執行をし、及び A 法人を代表することができるものとする。

また、弁護士法人の場合と同様に、A 法人は特定の事件について業務を担当する社員を指定することができるものとした上、当該指定がされた事件については、当該指定を受けた社員のみが A 法人の意思決定を行い、内部的執行をし、及び A 法人を代表するものとする。

## 【反対意見】

- 中間取りまとめの（注 4）によれば、A法人に原資格国法をP国法とする社員 p 及び原資格国法をQ国法とする社員 q（いずれも指定法はない。）が存する場合に、社員 p は、Q国法に関する法律事務について、Q国法に関する有資格者の書面による助言を受けてする場合に限り、A法人の意思決定を行い、内部的執行をし、及びA法人を代表することができる。外弁法の他の条項に沿ったものであることは理解するが、書面による助言を要する旨の規制は厳しすぎる。（欧州ビジネス協会）

### 3. A法人の債権者に対する社員の責任

A法人の債権者に対する社員の責任については、弁護士法人の場合と同様に、A法人の財産をもってその債務を完済することができないとき等は、各社員は、A法人の債権者に対して直接かつ無限の連帯責任を負うものとする。

なお、A法人が特定の事件について業務を担当する社員を指定し、依頼者に対しその旨を書面により通知した場合には、弁護士法人の場合と同様に、当該指定がされた事件に関し依頼者に対して負担することとなったA法人の債務については、当該指定を受けた社員のみが当該依頼者に対し直接かつ無限の連帯責任を負う例外的措置を講ずるものとする。

- 特段の意見は寄せられなかった（なお、外国弁護士受入制度に関する意見を参照）。

### 4. A法人の事務所に対する規制

- (1) A法人が複数の事務所を設置することを許容するものとした上、各事務所については、弁護士法人の場合と同様に、当該事務所の所在する地域の弁護士会の会員である社員（外国法事務弁護士）の常駐を義務付けるものとする。
- (2) 弁護士法人の従たる法律事務所における社員の常駐義務については、当該法律事務所の所在する地域の弁護士会が常駐しないことを許可したときにその義務を解除する例外的措置が講ぜられている（弁護士法第30条の17ただし書）が、A法人の従たる事務所における社員の常駐義務については、そのような例外的措置を講じないものとする。
- (3) A法人の事務所においては、①当該事務所の常駐社員である外国法事務弁護士の原資格国法及び指定法に関する法律事務を取り扱うことができるものとするとともに、②それ以外の外国法に関する法律事務についても、当該外国法に係る有資格者の書面による助言を受けてする場合に限り、これを取り扱うことができるものとする。

## 【(2)に対する反対意見】

- 全国各地で外国法に関する助言が受けられるようにすることが顧客の利益に適うものである。弁護士法人が複数の従たる法律事務所の運営に成功した例はいくつもあり、外国法事務弁護士が社員であることを理由に弁護士法人の場合と同様の例外的措置を講じないものとする提案は受け入れられない。(欧州ビジネス協会)
- 弁護士法人と同様の取扱いをすることが、外国法のアドバイスを広く日本全国で求めるクライアントにとって、最も利益となる。弁護士法人は、これまでの期間、従たる法律事務所を問題無く運営してきており、濫用事例は報告されていないようである。外国人の弁護士が関与しているというだけで、A法人は問題があると推測されることについて強い疑念を抱いている。(在日米国商工会議所)

### 5. A法人の業務遂行時の資格表示義務

外国法事務弁護士である社員がA法人の機関としてA法人の業務を遂行するに当たっては、外国法事務弁護士が個人として業務を遂行する場合と同様に、原資格国の国名を付して外国法事務弁護士の名称を使用することを義務付ける等の規制を設けるものとする。

- 特段の意見は寄せられなかった。

### 6. 非弁提携の禁止

A法人については、弁護士法人の場合と同様に、①弁護士法第72条等に違反する者から事件の周旋を受ける行為及び②弁護士法第72条等に違反する者に自己の名義を利用させる行為をそれぞれ禁止し、その違反行為については刑事処分の対象とするものとする。

- 特段の意見は寄せられなかった。

### 7. 弁護士の雇用及び外国法共同事業

- (1) A法人については、個人の外国法事務弁護士の場合と同様に、①弁護士を雇用すること及び②弁護士又は弁護士法人との間で共同事業を行うことをそれぞれ許容するものとする。
- (2) もっとも、外国法事務弁護士である社員が雇用形態等を利用して、A法人の使用人である弁護士又は共同事業の相手方である弁護士若しくは弁護士法人を介して日本法に関する法律事務を取り扱うおそれがある。  
このような弊害が発生することを未然に防止するため、①個人の外国法事務弁護士が弁護士を雇用する場合及び②個人の外国法事務弁護士が

弁護士又は弁護士法人との間で共同事業を行う場合と同様に、外国法事務弁護士である社員が、使用人である弁護士が個人事件として受任した日本法に関する法律事務の取扱いについて不当な関与をすることを禁止する等の規制を設けるものとする。

### 【意見】

- 提案に賛成するが、現行の外国法共同事業について、次の規制を設けるべきである。
- ① 業務の執行に関する議決権の過半数を弁護士又は弁護士法人が有するものとする。
  - ② 業務の執行に関する契約及び決定の内容を記載した書面を所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならないものとする。
  - ③ 外国法共同事業により日本で発生した収益について、法律事務の処理を目的とする原資格国の法人、組合その他の事業体で外国法事務弁護士が所属するものと分配してはならないものとする。

(理由)

- ・ 外国大ローファームに所属する外国法事務弁護士が外国法共同事業の組合員(パートナー)となっている場合、当該外国法事務弁護士は名義組合員に過ぎず、実質的な組合員は外国大ローファームである。そのため、外国法共同事業の運営は、非弁護士である外国弁護士からなる外国大ローファームにコントロールされ、弁護士は、当該ローファームの指示に従わざるを得ない立場にあり、弁護士の独立性が害されているおそれがある(実質的な非弁提携)。
- ・ また、外国法共同事業による収益については、組合員である外国法事務弁護士において、自らの分配金を、当該外国大ローファームに所属する非弁護士である外国弁護士との間で、パートナーシップ契約に基づきさらに分配しているのが実情と思われるが、これは、実質的には非弁護士との収益の分配である。
- ・ このような手法によって実質的な国際共同経営を行っている外国法共同事業は、日本の法律事務所と比較して競争上著しく有利な立場にあり、今後、両者の格差が益々拡大していくものと考えられる。そして、このような外国法共同事業を法人化してB法人となり、東京以外の地域に従たる事務所を設けた場合、当該地域の法律事務所との格差はさらに大きくなる。

(大阪弁護士会所属弁護士)

### 「第3. B法人制度について」に関する意見

(全体的な意見)

#### 【賛成】

- 日本における外国法に関する法律サービスの現状は、市場経済やインターネットの普及に伴うグローバル化の進展に照らすと、利用者である国民にとっては充分とは言い難い。外国弁護士との更なる参入を促し、外国法に関する良質な法律サービスを広く利用者たる国民が享受することができるような仕組み作りが求められる。B法人制度を導入することは、日本で法律サービスを提供しようとする外国弁護士の立場から見て、参入のための選択肢が増えることを意味し、基本的には、望ましい方向性を示すものと評価できる。中間取りまとめの(注13)において「質の高い法律サービスを提供するためには、提供者側の自由な競争を確保することが不可欠であり、そのための制度的基盤として提供者側に多様な選択肢を用意する必要がある」とされているとおりである。(社)日本経済団体連合会
- 法人制度の利用を検討するに当たり、弁護士と外国法事務弁護士にとっての一体感と組織としての継続性・安定性をともに実現できるB法人という選択肢が加えられることは望ましい。  
(外国法共同事業を営む法律事務所・外国法事務弁護士事務所)

#### 【意見を付して賛成】

- 次の規制等を設けた上でB法人制度を導入すべきである。
  - ① 外国法共同事業について、業務の執行に関する議決権の過半数を弁護士又は弁護士法人が有するものとする。
  - ② 外国法共同事業について、その業務の執行に関する契約及び決定の内容を記載した書面を所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならないものとする。
  - ③ 外国法共同事業により日本で発生した収益について、法律事務の処理を目的とする原資格国の法人、組合その他の事業体で外国法事務弁護士が所属するものと分配してはならないものとする。
  - ④ B法人について、その業務の執行に関する議決権の過半数を弁護士である社員が有するものとする。
  - ⑤ B法人について、定款並びにその業務の執行に関する契約及び決定の内容を記載した書面を所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならないものとする。
  - ⑥ B法人の収益について、法律事務の処理を目的とする原資格国の法人、組合その他の事業体で外国法事務弁護士が所属するものと分配してはならないものとする。
  - ⑦ B法人の名称については、外国法事務弁護士法人等、弁護士法人及びA法人と混同されないような名称を付すべきである。

- B法人制度の導入自体には賛成する。もっとも、外国法事務弁護士が日本法に関する法律事務を取り扱うおそれがあるとして種々の規律を設けることは相当でない。国境を越えた取引の性質は、多くの場合において、どこまで外国法が適用され、どこから日本法が適用されるのかを容易に線引きするのは不可能に近い。消費者を保護し、質の高い法律サービスの提供を維持するための最適の方法は、弁護士と外国法事務弁護士が共に業務を遂行することを可能とすることである。それにより、日本法と外国法が混在して適用されるような取引において、両分野における資格者らが当該取引において適切な助言をすることが確実なものとなる。日本法と外国法の要素を分けて別々に規律することは、不必要に制限的で煩雑な制度を設けることになり、国境を越える法律実務を執り行うために適するものとして提案されたB法人制度に対して、非効率性と信用度に疑義をもたらすことになる。(オーストラリア大使館)
- B法人制度の導入自体には賛成する。もっとも、外国法事務弁護士については、1987年に最初に登録されてから、重大な濫用行為又は違反行為が行われたとの報告はされていない。にもかかわらず、外国法事務弁護士によって不当な行為が行われるおそれがあることについて何度も繰り返し議論されること、とりわけ、このようなおそれがあることをB法人の活動に対する制限と過大な規制を正当化するために用いられることは不相当である。弁護士の場合と同様に、他国の弁護士もこのような前提の上で規制を受けるべきではない。本国の事務所は、クライアントの実際の財産と違法行為責任保険を保護するために、日本の外国法事務弁護士事務所を保証するだろう。(在日米国商工会議所)

#### 【反対意見】

- B法人は外国法共同事業の延長線上に位置するものではないし、法人の内部意思を外部から確認することができない状況においては、チェック機能も十分に働くとはいえない。現状では、B法人の社員である外国法事務弁護士が日本法に関する法律事務に不当に関与するおそれを払拭することができない。(日本弁理士会)

#### 【その他の意見】

- 中間取りまとめの(注14)によれば、「弁護士とそれ以外の専門職との提携・協働関係の在り方については、専門職ごとに問題状況が異なっていることから、外国法事務弁護士以外の専門職との提携・協働関係の在り方について直ちに影響を与えるものではない。」とあるが、B法人制度が導入されると、これを契機として、専門資格者同士の提携・協働関係の在り方に影響を与えることも考えられることから、専門資格者の実態を踏まえ、慎重な議論・検討が必要である。土地家屋調査士と弁護士との提携・協働関係は、土地家屋調査士法第3条第1項第7号の代理業務については、同条第2項により「弁護士が同一の依頼者から受任している事件に限り行うことができる」とあり、このような提携・協働関係の在り方に影響を与えかねない。したがって、B法人制度については、極めて慎重に検討

されるべきである。(日本土地家屋調査士会連合会)

## 1. B法人の日本法に関する法律事務の取扱いに係る業務執行権限等

B法人の日本法に関する法律事務の取扱いについては、弁護士である社員のみが意思決定を行い、各自、内部的執行をし、及びB法人を代表するものとする。

### 【意見】

- 例えば、B法人が、日本法を準拠法とする契約とニューヨーク州法を準拠法とする契約で構成される取引に関する法律事務を受任する場合を想定すると、受任後は弁護士である社員Jが日本法の部分を担当し、外国法事務弁護士（原資格国法はニューヨーク州法）である社員Nがニューヨーク州法の部分を担当するとしても、これから受任しようとする段階では、対依頼者との関係においても、また現実的にみても、日本法に関する法律事務とニューヨーク州法に関する法律事務とをあわせた一つの案件として、B法人内部で意思決定し、内部的執行をし、委任契約の締結（受任）をする必要がある。この場合に、意思決定・内部的執行・委任契約の締結を日本法の部分とニューヨーク州法の部分とに分けて、それぞれ別個に行わなければならないとするのは現実的とはいえない。このような困難が生じないようにするため、ガイドラインの制定その他の方法により、取扱いの明確化をお願いしたい。

(外国法共同事業を営んでいる法律事務所・外国法事務弁護士事務所)

- 外弁法第49条の2の規定の趣旨を超えており、提案のような規律を設けることは許されない。(欧州ビジネス協会)

## 2. 社員又は使用人である弁護士に対する不当関与の禁止に関する規制

B法人については、外国法事務弁護士である社員が、社員又は使用人である弁護士を介して日本法に関する法律事務を取り扱うおそれがある。

このような弊害が発生することを未然に防止するため、①個人の外国法事務弁護士が弁護士を雇用する場合及び②個人の外国法事務弁護士が弁護士又は弁護士法人との間で外国法共同事業を行う場合と同様に、B法人の日本法に関する法律事務について弁護士である社員が行う意思決定、内部的執行及び代表行為に不当な関与をすることを禁止する等の規制を設けるものとする。

### 【意見】

- 例えば、外国人が、言語の観点からB法人の外国法事務弁護士に日本法に関わる



相談をし、B法人の弁護士から回答を得るにあたり、その回答に外国法事務弁護士の知見を加味した回答（当該外国法と日本法との考え方の相違等）をした場合にも、「不当な関与」があったとされるのは妥当ではない。外国法事務弁護士の関与について、いかなる場合に「不当な関与」となるのか、明確にすべきである。

（（社）日本経済団体連合会）

### 3. 社員のうちに弁護士である社員の占める割合

B法人は弁護士である社員及び外国法事務弁護士である社員により構成されることとなるが、社員のうちに弁護士である社員の占める割合については、法令により下限を設けないものとし、B法人の自治にゆだねるものとするすることで大方の意見の一致を見た。

これに対して、少数意見ではあるが、法令により下限を設けるべきであるとの意見も有力に主張された。

#### 【多数意見に賛成】

- 法令により、少数意見のような規制を設けることは過剰規制であり、外弁登録それ自体に対する萎縮効果も懸念される。そもそも、B法人制度は実質的には現在広く行われている「共同事業」の単なる法人化に過ぎない。「共同事業」は、ワンストップサービスという利便性を実現するものであり、現在の規制で何らの弊害も指摘されていないのであるから、観念的な理由で、みだりに規制を強化することは極力避けるべきである。（（社）日本経済団体連合会）
- 組合形態である外国法共同事業については、共同事業に係る収益の配分について規制が設けられていないことから、B法人について少数意見のような規制を設ける理由がない。（欧州ビジネス協会）
- 「濫用のおそれ」といった不明確な理由に基づいて、外国法共同事業の場合とは異なる外国法事務弁護士と弁護士を差別する追加的義務を課すべきではない。少数意見を採用することは、国際的な観点から見て、B法人制度を非常に魅力に欠けた非実用的な制度となり、国際的なローファームがB法人制度を利用しない可能性が高くなる。（在日米国商工会議所）

#### 【少数意見に賛成】

- 法人の意思決定の仕組みは、組合の場合とは異なる。B法人が日本法に関する法律事務を取り扱う場合に、弁護士である社員のみがB法人の意思を決定し、これを代表するためには、法令により、弁護士である社員の占める割合など意思決定に必要な員数を担保する措置を設けるべきである。自由な競争のステージを用意することに異論はないが、外弁法49条の3にいう不当な関与の禁止は、経済的なことに力点が置かれたもので、少数意見にあるように、巨大な外国ローファームに支配されるようなことになれば、わが国の弁護士制度に求められる独立性が確保できなく

なる危険性を孕んでいる。これは、司法制度改革が目指した方向とはいえない。「法人形態であるB法人の場合と組合形態である外国法共同事業の場合とで、弊害の内容・程度に実質的な差異はない」としながらも、外国法共同事業の場合の指導・監督について、「日本弁護士連合会及び所属弁護士会による調査について関係者の協力を十分に得ることができなかつた事例がある」と指導・監督の実態が披瀝されているように、B法人の自治に委ねることだけでは、この懸念は払しょくできない。長年にわたって培われてきた日本の法制度とは異なる文化を背景とする思想が混入することは、日本の法制度とその発展に支障をきたし、日本の法制度を利用する多くの人々に無用の混乱を与え、良質なサービスの低下につながる懸念がある。

(日本土地家屋調査士会連合会)

- 社員の大多数が外国法事務弁護士であり、弁護士である社員が一人しかいない場合には、当然に、外国法事務弁護士の中から代表社員が選定されることになると思われる。B法人が日本法に関する法律事務を取り扱う場合、外国法事務弁護士である社員はこれに関与することができないが、依頼者に対する債務については、まずは、B法人の財産をもってその債務を弁済することになる。このような状況下で、外国法事務弁護士である代表社員が弁護士である社員が行う法人業務に関与しないことがあるだろうか。また、B法人については外国ローファームの日本支社的なものが想定されるが、そのような場合に、弁護士である社員が行う法人業務に本拠の外国ローファームが全く関与しないということは考えにくい。よって、導入当初は、B法人には、弁護士である社員が複数、できれば50%以上所属することとして、弁護士である社員間で意思疎通を図り、代表社員には報告を義務付けることで、不当な関与を発生させないようにすべきである。(個人)

### 【多数意見に反対する意見】

- B法人の業務の執行に関する議決権の過半数を弁護士である社員が有するものとすべきである。

(理由)

- ・ 外国大ローファームに所属する外国法事務弁護士が外国法共同事業の組合員(パートナー)となっている場合、当該外国法事務弁護士は名義組合員に過ぎず、実質的な組合員は外国大ローファームである。そのため、外国法共同事業の運営は、非弁護士である外国弁護士からなる外国大ローファームにコントロールされ、弁護士は、当該ローファームの指示に従わざるを得ない立場にあるから、弁護士の独立性が害されているおそれがある(実質的な非弁提携)。また、外国法共同事業による収益については、組合員である外国法事務弁護士において、自らの分配金を、当該外国大ローファームに所属する非弁護士である外国弁護士との間で、パートナーシップ契約に基づきさらに分配しているのが実情と思われるが、これは、実質的には非弁護士との収益の分配である。このような手法によって実質的な国際共同経営を行っている外国法共同事業は、日本の法律事務所と比較して競争上著しく有利な立場にあり、今後、両者の格差が益々拡大していくものと考えられる。このような外国法共同事業を法人化してB法人となり、東京以外の地域に従たる事務所を設けた場合、当該地域の法律事

務所との格差はさらに大きくなる。

- ・ 日々の業務執行の中で、社員である弁護士がB法人の業務の執行に関する議決権の過半数を有しない場合に、弁護士が外国法事務弁護士を排除して日本法に関する法律事務を独立して執行できるとは考えづらい。中間取りまとめの1.及び2.で提案された措置を担保するためには、B法人の業務の執行に関する議決権の過半数を社員たる弁護士が有するとする規制が不可欠である。
- ・ B法人については、法人として日本法に関する法律事務を直接行うことができる。
- ・ なお、会計監査については、国際会計基準の採用も検討されており、法律の分野よりもずっとグローバル化が進展しているが、そのような会計監査を業とする監査法人においても、公認会計士法上、公認会計士である社員の占める割合は100分の50を下らない内閣府令で定める割合以上と規定され（第34条の4第3項）、現在、公認会計士規則で、その割合は100分の75とされている（第19条）。

（大阪弁護士会所属弁護士）

#### 4. 日本弁護士連合会等による実効的な監督を行うための方策

- (1) B法人は、弁護士法人の場合と同様に、その成立の日から2週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を日本弁護士連合会及び所属弁護士会に届け出なければならないものとするとのことで大方の意見の一致を見た。
- (2) 日本弁護士連合会及び所属弁護士会においては、B法人に対する指導・監督の実効性を確保するため、外国法共同事業の例を踏まえて、その会則・会規等において、①日本弁護士連合会及び所属弁護士会に対し、B法人及びB法人の社員（弁護士、外国法事務弁護士）に対する調査権限を付与するとともに、②これらの者に対し、当該調査への協力を義務付ける措置を講ずることが望ましいとのことで意見の一致を見た。

#### 【意見】

- 日本弁護士連合会としては、仮にA法人制度及びB法人制度が導入される場合、非弁提携の禁止や日本法に関する法律事務に対する不当関与の禁止等を徹底する観点から、これらの法人に対する指導・監督の実効性を確保するため、会則・会規等において、これらの法人及び法人の社員（弁護士、外国法事務弁護士）に対する調査、これらの者の当該調査への協力、さらには各種届出に関し、どのような規律を設けるべきかについて、検討を行うこととする。（日本弁護士連合会）
- B法人の業務の執行に関する議決権の過半数を弁護士である社員が有するものとするべきであり、この実効性を担保するために、定款並びに業務の執行に係る契約内容及び決定内容を記載したものを所属弁護士会及び日本弁護士連合会に届け出なければならないものとするべきである。（大阪弁護士会所属弁護士）

- A法人，B法人を問わず，法人が従たる事務所を全国に設けて業務を展開した場合，社員の常駐問題，使用人，雇用を含めた従たる事務所の監督に関する事等，適正に業務が行われるよう日本弁護士連合会及び所属弁護士会の強い指導力を期待したい。（日本土地家屋調査士会連合会）

## 法人制度の在り方に関するその他の意見

- 法人組織（特にB法人制度）を通じた、外国法事務弁護士や外国所属事業体による日本法に関する法律事務に対する不当関与の防止や、弁護士の独立性の維持等に充分意を用いて、A、B法人制度の在り方について、さらに慎重に検討するべきである。A法人については、その名称、A法人からB法人への組織変更及び懲戒制度などについて、B法人についても、その名称、外国法共同事業又は、弁護士法人からB法人への組織変更及びB法人からA法人又は弁護士法人への組織変更、懲戒制度並びに従たる事務所における常駐義務などについて、今後議論する必要がある。なお、いずれの法人制度についても、仮に導入される場合には、弁護士法や外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法等の既存の法体系との整合性をはかりつつ、適切な法律により導入されるべきである。（日本弁護士連合会）
  
- B法人制度を導入することに賛成する。もともと、弁護士法人、A法人及びB法人といった別個の法人類型を認めるのではなく、現行の弁護士法人制度を基礎とするひとつの法律専門職法人制度を設けた上、当該法人においては、①弁護士のみが社員となる場合、②外国法事務弁護士のみが社員となる場合及び③弁護士と外国法事務弁護士の双方が社員となる場合のいずれの場合も可能とする制度設計にすることが望ましい（ただし、②及び③の場合には、必要に応じて法人が取り扱える法律事務の範囲、社員の意思決定・内部的執行・代表の範囲等に制限を設けるものとする。）。弁護士と外国法事務弁護士は、取り扱う法が違えども、法律事務を提供する法律専門職としては対等・同格である。弁護士法人とは別の法人類型を設けることは、このような基本原則を遵守することが徹底されず、いわば「分離すれども平等」の発想で容認することとなるおそれが決してないとはいえない。中間取りまとめにおいて提案された弊害防止措置は、いずれも別法人類型を前提としなければならないものではなく、別類型法人制度を採用する必要性は必ずしもないのではないか。法律事務所が法人化を選択する場合、現行の弁護士法人と同じ（ただし外国法事務弁護士が社員となる途も開かれた）法人となることができれば、メンバーが皆他の弁護士法人と同格であるという意識をもつことができるし、弁護士・外国法事務弁護士の一体感の醸成も促進されることとなり、望ましい。現行の弁護士法人に外国法事務弁護士が社員として加入する場合や、逆に、B法人から外国法事務弁護士である社員が全員脱退する場合に、解散して新法人を設立しなければならない、そうでなくとも、組織変更をする必要があり、それに伴って日本弁護士連合会での諸手続も経なければならないものとするのは加重的負担になる。社員の変動によって組織の継続性が損なわれることがないようにすべきである。

（外国法共同事業を営んでいる法律事務所・外国法事務弁護士事務所）
  
- 弁護士法人が、解散することなく、迅速に、容易に、かつ低コストでB法人に組織変更ができるようにすべきである。（大阪弁護士会所属弁護士）

## 外国弁護士受入制度に関する意見

- 外国法事務弁護士となる資格を承認するための基準として3年間の職務経験を要求している点については、これを基準とすべきでないし、少なくとも、日本での労務提供期間を1年に限定することなくすべて職務経験として算入できるようにすべきである。(欧州ビジネス協会、在日米国商工会議所)
- 個人の弁護士及び外国法事務弁護士についても、従たる事務所を設けて業務を遂行することができるようにすべきである。(欧州ビジネス協会・在日米国商工会議所)
- 有限責任組合形態で業務を展開している海外の事務所が、その有限責任性を保ちつつ日本で業務を行うことができるようにすべきである。(欧州ビジネス協会)
- 弁護士法人の社員の責任については、他の管轄区域において限定しているのと同程度までは限定しないとされているが、限定した方がより適当である。外国の事務所が利用している母国の有限責任団体形態(例えば、米国のリミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ)は、とりわけ、巨大事務所が有している多額の資産と責任に対する保険にかんがみ、外国法事務弁護士事務所や外国法共同事業を営んでいる事務所に相当する団体として母国の法制により規定されている限度まで、その構成員の責任を限定するものとして認識されるべきである。(在日米国商工会議所)
- 外国法事務弁護士及び弁護士の税務上の不利益を回避するため、組合形態で業務を遂行している海外の事務所が日本に支店を設けることができるようにすべきである。(欧州ビジネス協会)
- 外弁法第6条は、弁護士法第1条(弁護士の使命)の規定を外国法事務弁護士について準用しているが、このような使命の重要性や、このような使命を弁護士と外国法事務弁護士が共有することこそが両者の健全なパートナーシップの礎でなければならないことにかんがみると、第1条を改正して外国法事務弁護士の使命を書き下して規定すべきである。(大学教授・外国弁護士)
- 外国法事務弁護士となるための各手続及び登録後の各手続を改善し、又は簡略化すべきである。(欧州ビジネス協会、在日米国商工会議所)
- 外国法事務弁護士となる資格を承認するための基準である外国弁護士となる資格については、外弁法第2条第2号において、「外国弁護士」を「外国において法律事務を行うことを職務とする者で弁護士に相当するものをいう」と定義しているが、外国法事務弁護士は、弁護士との同質性を根拠として弁護士との共同事業が許容され、B法人の社員資格が付与されるのであるから、この「弁護士に相当するもの」を限定解釈して、当該国において、非資格者も法律事務を行うことができる、非資格者が事務所のパートナーとなることができる、資格者に自治権が認められていない等の場合には、「弁護士に相当するもの」に当たらないものとすべきである。

(大阪弁護士会所属弁護士)

- ①外国法共同事業，②弁護士又は外国法事務弁護士の雇用及び③外国弁護士の雇用については，それぞれ，日本弁護士連合会の会規により，届出事項に変更が生じた場合に，事前又は事後に変更に係る事項を日本弁護士連合会へ届け出ることを義務付けているが，四半期毎又は半期毎の届出で足りるように見直すべきである。（欧州ビジネス協会，在日米国商工会議所）

以上